

令和4年第2回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和4年3月22日(火) 開会：15時00分 閉会：16時20分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 橋 野 博 一
 教 育 政 策 課 長 //
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子
 学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 玉 野 良 亮
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 家 永 敦 夫
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司
 教育政策課主査 松 村 美 由 紀

6 議事日程等

日程順位	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第2号	周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
3	報告第3号	令和3年度周南市一般会計補正予算要求について
4	報告第4号	令和4年度周南市一般会計補正予算要求について
5	報告第5号	令和4年度周南市の教育事業概要について
6	議案第6号	周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について

(1) 共催及び後援大会等一覧表

(報告者：該当課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和4年第2回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「岡寺委員さんと吉本委員さん」をお願いいたします。

2	周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

教育長

続きまして、日程第2、報告第2号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは1ページ、報告第2号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページをご覧ください。本協議会は、周南市学校運営協議会規則により、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関とし、保護者及び地域住民等による学校運営への参画・支援・協力を促進することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めることを目的に設置しております。

今年度の周南市学校運営協議会委員については、5月定例会で解嘱・委嘱の報告をさせていただきましたが、このたび、鹿野小・中学校学校運営協議会委員1名が、退職により変更となりましたので、その解嘱・委嘱を追加で報告いたします。

やまなみ荘施設長でありました、箱崎秀彰様をご退職されたことを受けて、令和3年6月30日をもって委員解嘱とし、新たに施設長となられました潮田誠様を、令和3年7月1日付で委員に委嘱いたしました。

新たに委嘱されました委員の任期につきましては、周南市学校運営協議会規則第5条のただし書きにより、前任者の残任期間とされますことから、残りの期間であります令和3年7月1日から令和4年3月31日までの期間となります。

なお、委員交代についての情報を把握することが遅れたため、このたびの報告となりました。

以上で報告を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。それでは、この件について、何か質問がございますか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第2号を承認いたします。

3	令和3年度周南市一般会計補正予算要求について
4	令和4年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長

ここでお諮りいたします。続く日程第3、報告第3号「令和3年度周南市一般会計補正予算要求について」ですが、次の日程第4、報告第4号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」と関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受けて審議をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(※異議なしの声)

教育長

ありがとうございます。それでは、報告第3号及び報告第4号を一括して議題といたします。この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

報告第3号「令和3年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。議案書3ページをお願いいたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2号の規定に基づき報告いたします。

議案書4ページから7ページをお願いします。教育政策課の所管事務に係る歳出予算の補正です。この補正は、国の令和3年度補正予算の成立に伴い、このたび「学校施設環境改善交付金」に係る内定通知がありましたことから、2月教育委員会定例会議案第4号でご説明いたしました、令和4年度当初予算に計上しております、小学校改修事業及び中学校改修事業に係る経費の一部について、令和3年度予算に組み替えるものです。

「教育費」「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」の施設改修工事3億87万8千円です。

これは、令和4年度の当初予算に計上しております、岐山小学校管理・教室棟トイレ改修、周陽小学校照明改修、富田西小学校管理・教室棟外壁及び防水改修、高水小学校普通・特別教室棟外壁及び防水改修、大河内小学校管理特別普通教室棟トイレ改修に要する経費を、令和3年度予算に組み替えるものです。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修事業費」の施設改修工事2億8千629万7千円です。これも、令和4年度の当初予算に計上しております、秋月中学校管理教室棟外壁及び防水改修、住吉中学校照明改修、周陽中学校普通教室棟外壁及び防水改修に要する経費を、令和3年度予算に組み替えるものです。また、これらの事業について、工期を確保するため、その全額を繰越して使用できるように、6ページのとおり繰越明許費の変更補正をするものです。

次に歳入予算です。4ページをお願いします。先程ご説明いたしました歳出予算の計上に伴い、まず、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「小学校費補助金」7千870万9千円、「中学校費補助金」5千785万1千円をそれぞれ増額するものです。

次に、「市債」「市債」「教育債」「小学校債」2億2千190万円、「中学校債」2億2千830万円をそれぞれ増額するものです。これにより、7ページにお示しのとおり、地方債の補

正といたしまして、借入れの限度額について、小学校施設整備事業は3千200万円から2億5千390万円に、中学校施設整備事業は1千380万円から2億4千210万円にそれぞれ増額変更いたしております。

続きまして、報告第4号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

議案書8ページをお願いいたします。提案理由は、報告第3号と同じです。議案書9ページから11ページをお願いいたします。「教育費」「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」の施設改修工事3億87万8千円の減額です。これは、先程報告3号で説明しましたとおり、平成30年度から令和4年度当初予算に計上していましたが、岐山小学校管理・教室棟トイレ改修、周陽小学校照明改修、富田西小学校管理・教室棟外壁及び防水改修、高水小学校普通・特別教室棟外壁及び防水改修、大河内小学校管理特別普通教室棟トイレ改修に要する経費を、令和3年度予算に組み替えますことから、経費のすべてを減額するものです。

「教育費」「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修事業費」の施設改修工事2億8千629万7千円の減額です。これも、令和4年度の当初予算に計上しておりました、秋月中学校管理教室棟外壁及び防水改修、住吉中学校照明改修、周陽中学校普通教室棟外壁及び防水改修に要する経費を、令和3年度予算に組み替えますことから、経費のすべてを減額するものです。これに伴い、歳入予算につきましても、所要の財源補正を行っております。

以上で、説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。それでは、この件について、何か質問がございますか。

松田委員

すいません。確認ですが、財源は今の説明のように動いて、4年度に実施をされるっていうことですね。

教育政策課長

事業的には全^{すべ}て量は変わっていないのですけれども、国の方の補助を3年度にいただきましたので、それを繰り越しまして4年度中には完了しますということにしますので、トータルとしては事業をやる数と規模も同じぐらいになります。

松田委員

ちょっと話は飛ぶかもしれませんが、この元となる、周南市の教育事業概要等に示されている、教育費予算の内訳も一部変わってくるという考え方ですか。それとは連動しないのですか。

教育政策課長

今、ご説明したのが正にその部分に反映されてるところなのです。事業費自体も変わりませんし、財源の内訳の部分が変わってくるのですが、国の補助が付いたりとか、あと4年度の当初の方では、こども未来ゆめ基金を当てていただく予定だったんですけれども、その部分がもう繰り越すことによって充てられない、もう3年度にその余裕がありませんので、その部分を今度は起債という形で、地方債を借りて充てるという形にはなるので、トータルの事業費の総額としては変わらないということになります。

松田委員

事業自体が進むことは大変安心で、予算を取って関連財源も確保できるということで、それは安心しましたが、次へ^{つな}繋ぐときに、またそのような体制をとっていかなければならないということですね。

教育政策課長

そうですね。

教育部長

予算的に、国は令和3年度補正予算という補助決定をしましたので、国と会計年度を合わせる必要がある。ただ、うちとしては4年度にやろうと思っていた事業で計上してたのですが、会計年度を合わせるために4年度を減額して3年度に持ってくる。中身は全く変わりません。財源は変わりますが、その辺はテクニックになります。大変分りにくい状況ではありますが、やること自体は変わりません。

教育政策課長

それと、あとは建築の方で、3年度にやる事業なので、早めにちょっと取りかかりができるという有利なところ、利点もございます。

松田委員

確定しているので、もう。

教育部長

3年度からもう動くことができるという、準備がスタートできるっていう利点があります。

松田委員

年度関係の予算説明のとき、ずいぶん改修にかかる費用が多くなっていて、すごいなっていうふうに思っているところも多いので、運用面で確実性を求めるならこういう仕組みになってくるだろうなと思いました。すいません、初歩的な発言で申し訳ございません。

教育長

その他、よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

それでは、報告第3号及び報告第4号を承認いたします。

5	令和4年度周南市の教育事業概要について
---	---------------------

教育長

続きまして、日程第5、報告第5号「令和4年度周南市の教育事業概要について」を議題とします。

この件につきまして、まずは教育政策課から全体的な説明をお願いいたします。

教育政策課長

報告第5号「令和4年度周南市の教育事業概要について」ご説明いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1号の規定により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に係る事務は定例会の会議に報告しなければならない、とされておりますことから、このたび報告するものでございます。

教育委員会では、「第2期教育大綱」の取組の方向性を踏まえた教育行政を推進していくために、今日まで受け継がれてきた、周南市のまちづくりの礎を担う教育における「本質的な価値」と「変化への対応」を見極めながら、効果的で効率的な教育行政の推進を基本に、市民への説明

責任を果たしながら、生涯にわたる教育の充実と教育環境の整備に努めるために、毎年度「周南市の教育事業概要」を編さんしております。

この教育事業概要は、当該年度における教育委員会各所管の重点事業やその具体的内容をお知らせし、共有することで、PDCAサイクルに沿った取組を推進し、さらには事業改善につなげて行くものでございます。

それでは、別冊の「令和4年度周南市の教育事業概要」をご覧ください。

1ページの「はじめに」では本事業概要の趣旨を、2ページでは「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の基本理念を、さらに3ページでは教育大綱における「5つの基本方針」と、それらを具現化するための「17の推進方向」をお示ししております。

4ページから33ページには、推進方向ごとの、令和4年度の施策実現に向けた重点事業内容等を整理し、掲載しており、後程各担当課から概略説明をさせていただきます。

34ページから37ページには教育費予算の状況を、38ページには、令和4年4月1日現在の周南市教育委員会事務局機構図を掲載しております。

以上で全体説明を終わります。

教育長

それでは、続きまして令和4年度の教育委員会所管の重点事業について、各課から説明をお願いいたします。

最初に、教育政策課からお願いいたします。

教育政策課長

4ページの上段をお願いします。まず、教育委員会としての事業推進にあたっての考え方を説明いたします。

本市が、今後も活力と品格のあるまちであり続けるためには、市全体で、人口減少を少しでも鈍化させ、地域、経済の萎縮を抑え、選ばれ、住み続けられるまちづくりを、根気強く勇気をもって進めていくことが何よりも必要となります。その中で、教育委員会が果たすべき役割は、将来のまちづくりの推進役を担う人材を育成することだと考えます。

そこで、「本市の未来を担う人材の育成に努めること」を本年度の教育行政を進めるにあたっての心がけとし、人材育成の場である学校教育や社会教育におけるハード、ソフト両面の充実をめざす各事業の着実な実施に向けて、教育委員会全体で取り組んでまいります。

それでは、教育政策課が所管する重点事業についてご説明いたします。4ページから7ページをお願いします。

教育大綱の基本方針の「信頼と期待に応える教育環境の充実・整備」に基づく対象施策であります、「望ましい教育環境の整備・充実」の具現化に向けて、「小学校改修事業」をはじめとした6つの重点事業をお示ししております。

「小学校及び中学校改修事業」では、児童・生徒が安心して快適に学べる教育環境を確保するため、富田西小学校、秋月中学校の外壁・防水改修や、周陽小学校、住吉中学校の照明改修工事、さらに、これまでも計画的に進めているトイレ改修を継続実施するとともに、劣化が著しい学校遊具につきましても計画的に改修してまいります。そのための予算といたしまして、総額7億5千682万1千円を計上しているところでございます。

6ページをお願いします。「奨学金貸付等基金事業」については、高等学校等在学者に対する一般奨学金の給付額と定住促進奨学金を選択制にすることにより、個々の奨学生の状況に応じた貸付を行ってまいります。

7ページの「こども議会開催事業」については、令和2、3年度は開催を中止いたしました。令和4年度は小学校全27校中、残りの5校の参加により開催してまいります。

その他の事業につきましても、対象施策の具現化に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上で教育政策課の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。次に、生涯学習課からお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課が所管する重点事業について、ご説明します。8ページから17ページとなります。

まず、8ページをご覧ください。生涯学習課では、令和4年度の「基本方針」として、3点を掲げております。その基本方針に基づく「教育大綱に基づく対象施策と重点事業」といたしまして、まず、大綱の基本方針③「コミュニティ・スクールの充実」、推進方向6「地域学校協働活動の充実」として、8ページから12ページまでの「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」、並びに、関連するものとして、12ページの「児童クラブ事業」の2事業を取り上げております。

「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」では、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援するため、「やまぐち型地域連携教育」を推進し、地域学校協働活動による「学校を核とした地域づくり」に取り組んでまいります。

また「児童クラブ事業」では、令和3年度から生涯学習課が所管することによって、安定した児童クラブの運営に加え、放課後子ども教室との一体的な実施を進め、さらなる連携に取り組んでまいります。

次に、12ページの下段から13ページに、推進方向7「青少年の健全育成」を掲げております。「青少年育成センター運営事業」並びに「大田原自然の家管理運営事業」の2事業をお示ししております。「青少年育成センター運営事業」では、街頭補導など有害な環境の除去により、また「大田原自然の家管理運営事業」では、多彩な体験プログラムの提供により、健全な青少年の育成に努めることとしております。

次に、14ページをご覧ください。大綱の基本方針⑤「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現」、推進方向11「生涯学習活動の推進」についてでございます。重点事業として、14ページ・15ページに「生涯学習推進事業」、並びに「学び・交流プラザ管理運営事業」の2事業を取り上げております。市民センターや、学び・交流プラザにおいて、市民に対する学習機会の提供とその充実を図るとともに、学習成果を生かす機会の提供に取り組んでまいります。なかでも、スマートフォン講座や、学び・交流プラザのWi-Fi環境の整備など、スマートシティ推進にも取り組んでまいります。

次に、15ページの下段、推進方向14「文化財の保護と活用」でございます。重点事業として「鶴保護対策事業」をお示ししております。令和3年度は近年にない28羽の渡来がありました。引き続き、ツルの生息環境の整備や、保護ツルの移送・放鳥など、渡来ツルの増羽^{そうは}に向けた取組を進めてまいります。16ページには、その他、山田家本屋の茅葺屋根改修^{かやぶき}や、新南陽民俗資料展示室の再開に向けた取組をお示ししております。

最後に、17ページ、推進方向17「まちづくりを担うひとづくり」でございます。これまでご説明した『地域学校協働活動の充実』、『青少年の健全育成』といった、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援する活動の推進には、多様な経験をもつ人材が欠かせないことから、『生涯学習活動の推進』の視点からも、市民に対する学習機会の提供と充実を図るとともに、学習成果を生かす機会を提供するなかで、地域人材の発掘や育成、ネットワーク化が必要と捉え、再掲

をするものでございます。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

教育長

ありがとうございます。続きまして、人権教育課からお願いいたします。

人権教育課長

人権教育課が所管する重点事業についてご説明いたします。

最初に、大変申し訳ございません。2か所訂正をお願いいたします。18ページの上から2番目の表、ブロック人権講演会等開催状況、令和3年度の参加人数が1,855人になっておりますが、正しくは2,099人でした。次に、19ページの上から2番目の表、人権出前講座の開催状況、令和2年度の参加人数が93人になっておりましたが、正しくは84人、実施回数が2回になっておりましたが、正しくは4回でした。お詫びして訂正をいたします。

それでは、18ページをお願いいたします。人権教育課は、教育大綱の基本方針「生き生きと学び続ける生涯学習社会の実現」を目指し、山口県人権推進指針、周南市人権行政基本方針を基本とし、学校、地域、企業職場のあらゆる場を通して「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて、人権教育を推進することを、基本方針としております。

まず、「地域人権教育推進事業」でございます。地域の人権教育を推進するため、人権教育推進協議会を中心とした推進体制のもと、地域における学習機会の提供や自主的な学習活動の支援を行うもので、市内を10ブロックに地区割りし、それぞれのブロックのニーズに沿った自主的な取組を支援します。令和3年度のブロック主催の講演会は学校との共同開催を含み13回、参加者数は1,855人でした。

次に20ページをお願いします。「人権教育講座運営事業」です。市民の人権意識の向上を図るため、山口県人権推進指針に定める16の人権課題をテーマに、令和4年度は市民センター等16カ所で、ハートフル人権セミナーを開催します。具体的には、大河内小学校で、周南公立大学の留学生を講師に外国人問題を、今宿小・岐陽中学校で、子どもから大人まで今後ますます係わる必要のある「インターネット」における問題について取り上げ、学校、地域が一体となった人権教育の取組などにも努めてまいります。

その他の事業におきましても、地域、学校、企業、職場などあらゆる場における、人権教育推進の取組を支援してまいります。以上で人権教育課の説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。訂正箇所よろしいですね。

人権教育課長

すみません、訂正した箇所ですけれども、1,855人というのは、ブロック人権講演会に参加した人数で、訂正しました2,099人というのは、人権推進協議会等の協議会や、オープンシアターなどの参加者も含めた人数を表しております。大変申し訳ございません。

教育長

この表の中の数字は2,099人でよろしいのですね。

人権教育課長

はい。

教育長

よろしいでしょうか。それでは、続きまして学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長

続きまして、学校教育課から、重点施策について説明いたします。

22ページをお願いいたします。学校教育課の基本方針として、教育大綱の基本理念である「子どもの夢に寄り添い『生き抜く力』を育む周南の教育」の実現に向けて、児童生徒一人一人の特性や能力を伸ばし、「生き抜く力」を育む教育を着実に進めるために、学校への指導や支援並びに教育環境の整備・充実等に努めることを掲げております。教育大綱に基づく対象施策である、道徳教育や幼児教育の充実を柱とした「豊かな心」の育成、「確かな学力」「健やかな体」の育成、23ページにまいりまして、コミュニティ・スクールの充実、信頼と期待に応える教育環境の充実・整備の4点を基本に、学校教育課では3ページの教育大綱に示された推進方向1から10までに沿って施策を進めることとしております。

次に24ページをご覧ください。ここからは重点事業について説明いたします。まず、学校図書館活用推進事業でございます。児童生徒の豊かな心や表現力、想像力などを育成するため、経験豊富な学校図書館司書12名、学校図書館指導員14名を各校に配置し、学校図書館を有効活用した読書活動の充実を図るとともに、学校図書館の機能の充実に取り組んでまいります。

次に、部活動指導員配置事業でございます。一人一人の生徒の能力に応じた適切な練習法の導入等、部活動の質的向上を図るため、専門的知識・技能を有する外部人材6名を部活動指導員として中学校に配置し、生徒の技術向上等、部活動指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導に係る負担軽減等、持続可能な部活動運営体制の構築及び教員のワーク・ライフ・バランスの充実を図ります。

続いて25ページをご覧ください。やまぐち部活動改革推進事業でございます。令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行への検討に向け、地域人材や運営団体の確保、費用負担の在り方等の課題や成果を整理・検証するため、引き続き秋月中学校を拠点校とし、実践研究をしてまいります。先程の部活動指導員は学校職員の一員として指導にあたりますが、本事業においては、地域スポーツ・文化活動の指導者として指導にあたります。部活動指導員配置事業と同じく、休日の部活動指導に対する教員の負担軽減等、教員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ってまいります。

次に、GIGAスクール構想推進事業でございます。国が提唱する「GIGAスクール構想」による1人1台端末、学校通信ネットワーク等のICT機器等を活かしながら、^{すべて}全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた研究を継続して進めるとともに、ICT教育アドバイザーの拡充配置による授業支援や校内研修等を通して、教職員の資質向上を図ってまいります。また、デジタル教科書や学習総合支援システムを活用し、様々な場面で、より質の高い学びを実現することで「確かな学力の育成」を図ってまいります。

26ページをご覧ください。次に、教員業務支援員配置事業でございます。本事業は、令和3年度までは「学校業務支援員配置事業」としておりましたが、学校教育法施行規則の一部改正に伴って名称が変更されたことから、「教員業務支援員配置事業」と名称変更したものでございます。これまでと同様に、子どもたちに接する時間を十分確保し、本来の担うべき業務に教員が専念できるよう、コロナ禍における学校の消毒作業や授業準備等の補助業務を行う支援員を小中学校33校に48名配置し、豊かな学びを支える教育環境をさらに充実させるよう取り組んでまいります。

次に、学校・家庭支援専門家配置事業でございます。生徒指導上の様々な問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に着目して働きかけ、関係機関との連携をより一層強化し、早期の課題解決を図るため、学校・家庭支援を行う専門家として、市がスクールソーシャルワーカーを1名配置い

たします。児童生徒の心のケアを行うため、本市が配置する「スクールカウンセラー」や、県の制度を活用して配置する6名のスクールソーシャルワーカーと連携し、諸課題の早期解決を図ってまいります。

次に、英語教育推進事業でございます。英語教育及び外国語活動、国際理解教育の推進・向上を図るため、小・中学校へ外国語指導助手を引き続き15名配置いたします。ネイティブとの会話や英語を使ったコミュニケーション活動に取り組むことを通じて、英語教育の一層の充実を図ってまいります。

続いて、27ページをご覧ください。コミュニティ・スクール事業でございます。保護者及び地域住民等の学校運営への参画・支援・協力の促進を図るとともに、地域のニーズを迅速かつ適切に反映させ、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを進め、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして「地域とともにある学校づくり」を一層推進してまいります。

次に、教育支援センター事業でございます。教育指導員4名、補助員1名を配置し、学校や関係機関と情報共有を図りながら、不登校及びその傾向にある児童生徒を、適切に指導・支援することを通して、児童生徒の社会的自立や学校復帰を目指して取り組んでまいります。

次に、28ページをご覧ください。充実した学校生活サポート事業におきましては、児童生徒一人一人の個性を生かし、柔軟で創意ある教育活動を展開する中で、様々な体験を通して豊かな感性や創造力、感動する心を育て、豊かな人間性や生き抜く力を育みます。また、本市の地域資源を積極的に活用した学習を通して、地域のよさを知り、郷土に誇りと愛着をもち、周南の未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

29ページをご覧ください。教職員研修推進事業につきましても、小中学校教職員により構成される任意団体等の研修活動や協議活動への補助等を行い、教職員の資質向上に努め、教育の充実を図ります。また、教育研修センターに上席研究員2名を配置し、キャリアステージに応じた教職員の研修やICT教育や情報管理の充実に関する研究にも取り組んでまいります。

最後に、生活指導推進事業でございます。特別支援教育の視点に立ち、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、生活指導員や介助員を配置し、きめ細かな指導支援に努めてまいります。

以上で、学校教育課の説明をおわります。

教育長

はい、ありがとうございました。次に、学校給食課からお願いいたします。

学校給食課長

次に学校給食課所管の重点事業についてご説明いたします。

30ページをお願いします。基本方針は「徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体位の向上など、児童生徒の心身の健康な発達に資する、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。また、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進を図ります。」とし、教育大綱の推進方向に沿ったものです。令和4年度における学校給食課の重点事業は3事業です。

まず一点目の事業は「学校給食管理運営事業」です。市内6か所の学校給食センターを円滑に運営し、児童生徒へ安心安全でおいしい給食を安定供給します。引き続き、新南陽学校給食センターにおいて、PFI事業者が行うセンターの運営・維持管理業務について、契約内容が適切に履行されているかを確認するため、コンサルタント業者の支援を受けながら、モニタリングを実施します。また、定期点検結果を踏まえた予防保全型の修繕を計画的に実施し、異物混入ゼロに向けた取り組みを進め、子どもたちに安心安全な給食が提供できるように努めてまいります。令

和4年度は、前年度より修繕料を増額し、予算の拡充を図ったところでございます。

次に、31ページ「学校給食センター解体事業」です。新南陽学校給食センターの新設に伴い、旧徳山西及び旧新南陽学校給食センターの解体を計画的に進め、その後の土地売却・転用等により、跡地の有効活用を図ります。令和4年度は、旧新南陽学校給食センターの解体工事を行い、本事業は終了予定です。

三点目の事業は、「学校給食費一般事業費」です。令和4年度において市内各小中学校の給食配膳室に設置されている冷蔵庫の一括更新をいたします。これは、現在設置しております冷蔵庫が14年～17年程度経過しており、経年劣化による不具合も出始めていることからこの度、一括更新するものです。子どもたちに安心・安全でおいしい給食の提供ができるよう引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

以上で学校給食課の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。最後に、中央図書館からお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館所管に係るものについて、ご説明いたします。

資料の32ページ、33ページをお願いします。周南市立図書館は、それぞれの地域の「知の拠点」として、地域の読書活動・生涯学習活動の支援を行う中央、新南陽、福川、熊毛、鹿野の各図書館と、「知の広場」として、「人が集い楽しむこのまちの賑わいと交流の場」の創出を図る徳山駅前図書館の、6館を運営しております。この6館相互でしっかりとした連携を図りつつ、利用者の満足度の高いサービスを提供することで、読書環境の整備、市民の文化水準の向上を図ることとしております。それでは重点事業についてご説明いたします。

まず、「電子図書館運営費」でございます。これは、図書館に来館することなく、WEB上で、在宅のまま、資料を閲覧・貸出できる電子図書館サービスを運用していくものであります。このサービスは、令和3年12月1日に開始し、本年3月1日現在で、813人にご登録いただき、のべ2778点の資料を貸し出してしております。令和4年度につきましては、引き続き、利用促進に向け、収蔵資料を充実させることはもちろん、幅広い層にご利用いただけるサービスを提供してまいります。

次に、「図書館資料購入費」でございますが、生涯学習時代の多くの利用者の期待に応えられるよう、電子図書館と併せて、新鮮で広範囲にわたる図書館資料の収集、充実に努めてまいります。

最後に、「図書館管理運営費」につきましては、図書館サービスの向上と読書活動の推進を図るために、市内6館の連携を深めつつ、円滑な図書館運営と利用しやすい図書館づくりに努めます。また、「うちどくコンテスト」などを通して、子どもたちが読書に親しみ、読書習慣を身につける環境整備に努める、「第三次周南市子ども読書活動推進計画」を推進してまいります。以上の事業を中心に、「読書が育むひとづくり・まちづくり」を推進してまいります。

以上で、中央図書館の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございました。それでは、この事業概要につきまして、ご質問をお受けしたいと思いますが、量が量だけに、まず教育政策課から説明がありました、全体を通しての説明があったと思いますので、その部分についてのご質問をまずお受けして、その後各課の事業概要説明について、それぞれお伺いしていきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

全体の説明の中で、何かこの辺は尋ねておきたいということがありましたら、よろしくお願いいたします。

松田委員

尋ねるといいますか、全体の中間所でいいですか。4ページに教育委員会所管重点事業で、「事業推進に当たっての考え方」というのが、多分今年からですね。

教育政策課長

はい。

松田委員

とても明確に書いてあっていいなというふうに思いました。そして、本市の未来を担う人材の育成に努めることで、人材育成を柱に各施策は推進していくところも、先程の総合会議でも人材育成の話が出ましたが、大変大事だと思います。その中で最初に書いてある「本市が今後も活力と品格のあるまちであり続けるために」、何かこの言葉をとっても大事にしたいなというふうな思いがありまして、ぜひどこか強調していただけたらと思います。やはり子育てにあたっては人材育成にあたっては街の活力にあっても、やっぱり活力と品格って、やっぱり周南市が目指すところではないかなというふうに思いましたので、ちょっと感想めいたことですが、非常に分かりやすく示していただいて。市長のパーパスに繋がると思えました。

教育長

実はこれはですね、今回初めて入れ込んだものなんですけども、今、松田委員さんが言われましたように、今回、議会で市長から市政方針が示されて、その中に2050年を乗り越えるというか、生き抜く周南市ということですね、パーパスとして、市政を推進する上での心掛けという感じで示されたんですけども。その2050年という年を考えるときに、今、学校教育の場で目の前にいる子どもたちが、小学校1年生から中学校3年生までの子どもたちが30代後半から40代前半にあたるんですね、2050年に。そうすると彼らが市の推進役として本市を引っ張っていく、そういう年齢になっていくんじゃないかと考えたときに、やっぱり彼らをしっかり育てていくためには、教育委員会としてどういうふうな取組をしないといけないだろうかということを考えまして、市政の心がけと同じような感じで、教育委員会としてもこういうことを心掛けながらやっていきますかというのが提案でございます。あわせて、子どもたちを取り巻く環境ですね。社会教育の面でのサポートというのも当然必要となってくるので、学校教育課だけではなくて、その他の課の方もしっかりと取り組んでいこうという形でこれを盛り込ませていただきました。

松田委員

ありがとうございます。ぜひこういう目標とか目当てやっぱりみんなで共有しないとけないと思うので、大変私はとても感動したので、ぜひ下線の部分だけではなくて、上の部分をみんなで掲げたいかなと思えました。以上です。

教育長

ありがとうございます。その他に何か前半の部分とかで、何かご質問があればお聞きしたいと思います。

では、各課の説明の中でご質問があればお受けしたいと思います。まず教育政策課の関係、いかがでしょうか。

松田委員

数値の確認だけ、6ページの小学校教職員経費の県費の養護教諭、事務職員が配置されない小

規模校ですが、4年度は大体何校を予定されているかだけ教えてください。

教育政策課長

はい4年度もですね。3年度と同じになるんですけれども、養護教員とそれから事務の先生と、事務の方が2校、それから養護教諭の方が1校を今の所考えております。

松田委員

ありがとうございます。

教育長

その他教育政策課関係よろしいでしょうか。

岡寺委員

こども議会、3年度はできなかったんですけど、本年度はやるという前提だと思いますが、何か工夫はされるんですか。

教育政策課長

ここ2年間、最後の5校が、残念ながらできてない状況なんですけれども、うちの課の中でもちょっと協議をさせていただきました。コロナ渦であってもできる形と、それからいろいろと学校の先生方もそうですけれども、ご負担もずいぶんお掛けすることも多いとお聞きしておりますので、極力そのあたり負荷がかからないようにといたしますか、負担にならないように工夫をしながら、あとは一番いいのは議場で予定通りできればいいですけど、できない時を考えて、やっぱりウェブ上等を活用しながら、ぜひとも実施したいというふうな方向で考えていけたらと思います。これは学校の先生、それから学校教育課ともしっかり協議しながら、そのあたりを工夫して進めていけたらと考えております。

岡寺委員

よろしくをお願いします。

教育長

はい。そのほか、教育政策課関係よろしいでしょうか。

はい、それでは8ページからになりますけれども、生涯学習課の関係で何かご質問ありますでしょうか。

吉本委員

はい。12ページのところのですね、児童クラブの事業についてなんですけれども、児童クラブに対する保護者からの多様なニーズに答えるため、専門アドバイザーを中心とした指導っていうことがあるんですが、例えば専門アドバイザーというのはどういう方を予定されているのでしょうか。

生涯学習課長

そうですね。やはり支援員と同じように、幼稚園や保育園等のキャリアがあったり、それから実際、現場での配慮が必要なお子さんたちがいらっしゃいますので、そうしたところへの配慮について、支援や補助員に助言ができる様な人ということで考えています。

吉本委員

保護者からの多様化するニーズというのは、そのあたりのことですか。

生涯学習課長

そうですね、子どもたちもそうですし、保護者からもいろいろなニーズ、要望等がございますので、その中で、全てが全て対応できるわけではないんですけれども、そういった形で答えられるかっていうところについて、現場の支援員補助員さんが、最初にそこに当たるような場合にな

ってしまうので、それをこちらの児童クラブ担当の方にも話を繋ぎながら整えていく、ちょうどその中間の橋渡しの役割というものをアドバイザーに求めて、より具体的にどういった事柄を求められているのかっていうのを整理していきたいとは思っています。

吉本委員

ありがとうございます。

教育長

よろしいですか。はい。その他、生涯学習課関係よろしいでしょうか。

はい。それでは、続きまして、18ページにございますけれども、人権教育関係はいかがでしょうか。

よろしいですか。では、続きまして22ページからになりますけれども、学校教育課関係はいかがでしょうか。

松田委員

はい。28ページの充実した学校生活サポート事業交付金について、ちょっとお伺いしたいのですが、下の平成29年度からの事業実施校ですね。これが30年度に23校とありながら、だんだん少なくなっているというか、2年3年ではコロナの影響でこうなっているのではないかと思いますのですが、この地域資源を積極活用したっていうのが、実はコロナでいろいろなところに行けない学校にとって、とっても魅力があるポイントになってきているように、学校現場で話を聞いたことがあるんですね。要は県外には出られないけど、周南市にこんなにあるんだっていうことで、あそこに行くのに、費用どうしたらいいんだろうという時に、これを活用する。ただそのシステムというか、この事業の説明が十分ではない面もあったりして、学校の方でもよく分からない。特に他市から入ってこられた管理職たちにとっては、1年終わって分かるような状況もあったようですので、どの程度の予算の枠の中で推進されるのか、そこを度外視してお話しておりますが、いつ頃までの申込みで、どういう形で対応できるという仕組みをぜひ伝えていただければ、学校現場も助かるのではないかなというふうに思いました。

学校教育課長

毎年春に、文書にて説明はさせていただいているのですが、なかなか伝わりにくい現状もあるということ承知いたしましたので、伝える工夫をしてみようと思います。

松田委員

はい、地域の宣伝にもなりますので、よろしく願います。

それから次の教職員研修推進事業費ですが、4年度の予算ですね、教頭会活動事業費補助金が半額になっていますが、何か理由があつての事でしょうか。

学校教育課長

これは実績に基づいて減額をさせていただきましたので、このような形になっております。

松田委員

はい、わかりました。

教育長

その他学校教育課関係は。

片山委員

29ページの生活指導推進事業ですけども、ここに書いてある必要に応じて生活指導員や介助員を増員ということで、本年度については前年度から7名増えている。指導員の方を増やすということは、特別な配慮を要する児童生徒数というのは、増えているということでしょうか。

学校教育課長

はい。対象児童生徒も増えておりますし、特別支援学級の数も増えております。

片山委員

それと、ALTの外国語指導助手の方は、前年度も15名、今年度も15名ですけれども、内容はそんなに変わっていないということですか。

学校教育課長

はい。中学校の外国語の授業各学年週4時間、それから小学校高学年の外国語科の授業週2時間、これは変わっておりません。従いまして、人数の増減もございません。

教育長

その他、学校教育課関係よろしいでしょうか。

それでは30ページ以降になりますけれども、学校給食課関係はいかがでしょうか。

吉本委員

はい。先程の時にちょっと疑問に思ったんですけれども、今度その学校給食の委託先が初めて変更になったという話があったと思うんですが、これは何か理由があったんでしょうか。

学校給食課長

業者選定に当たってはですね、一般競争入札ということで実施したところなんですけれども、選定の中で今回変わったということです。

吉本委員

特に意図して何かを変えたよということではなく。

学校給食課長

そうですね。

吉本委員

仕様が変わったということでもないという。

学校給食課長

若干配送校等の変更があったところなんですけれども、特段、中身は変わっていないです。

吉本委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長

よろしいですか。その他、学校給食課関係はいかがでしょうか。

それでは最後に32ページからになります、中央図書館関係はいかがでしょうか。

岡寺委員

電子図書の件で、自分も少し試してみたりしたんですけれども、やはり自分がみてみたいなのがあるかというのと、まだまだライブラリはそんなに無いと思うのですが、ある意味ちょっとリクエストしやすいようになったらいいなと思っているのです。例えば試読がちょっと出来るぐらいで、要望が多ければ推しやすいとかですね、なんかそんな仕組みでもあれば、リクエストしたいんですけども。そういうのはどうでしょう。ご検討の余地はあるでしょうか。

教育長

はい。お願いします。

中央図書館長

紙の図書、通常の図書についてはですね、お客様がこれを読みたいという形があれば条件付きではあるんですけれども、リクエストという形を受けてですね、購入の方に持っていくというパ

ターンはよくございます。電子図書館については、現状大変申し訳ないんですけど、ちょっとコンテンツ少ないという形になっておりますので、まずそれが一つということと、あと紙の図書については基本出版された書籍は、^{すべて}全て図書館の方では収納可能です。極端な話、^{すべて}全ての出した本全部、予算さえあれば、買って図書館に置けるということが出来るんですけども、電子書籍の場合は、仮に電子書籍になったとしても、図書館に収蔵できないものが結構あります。仮に図書館に収蔵できるとしても、許諾とかの関係の問題があって、少し遅れます。なので、一般の電子書籍が出てすぐ入れられますかという話になると、その辺りのタイムラグもあるということになりますので、例えばこれを入れてほしいという要望があったとしても、必ずしも入れることはできないという状況もあります。もちろん要望として、そういう形の声はお寄せいただいて、本を選ぶ参考にはさせていただきたいとは思っておりますが、そういう事情で必ずしも入れることができないという状況があることだけ、ご理解いただければと思います。

教育部長

昨年12月1日から開始させていただいてるんですけども、今のあるコンテンツについてはまだまだ十分とは言えない状況だろうと思っております。蔵書については徐々にやはり増やしていきたい。ただ、今の著作権の問題であったりとか、そういったことも絡んできますので、研究しながらですね、より多くの方に見ていただけるようなシステムにしていきたいと思っております。

岡寺委員

ありがとうございます。あと、地元の資料を探すことがあるのですが、なかなか無いというか、あるのだろうけど、見つけられてなかったの、それを充実させてもらったらうれしいなと思っております。地図系であったり歴史であったり、それが電子になればと思うのですが、私が見つけられていないのでしょうか。

中央図書館長

電子の事でしょうか。正直なところで言いますと、地元に関する資料の電子化はまだあまり進んでおりません。例えば市の発行するようなもの、やっぱこれも著作権が絡んでくるんですけども、例えば市の発行するようなものとか、そういうので電子化をして公開できるものであれば、これについては充実をさせていきたいかなと思っております。その他についてはちょっと今のところ申し訳ないですけど、紙媒体の方にちょっと頼らざるを得ないという状況ですので、そちらの方は申し訳ないですけどご来館いただいて。紙媒体の方の資料の郷土資料の充実というのには、私どもも力を入れているつもりでございますので、逆に言えばそういう情報があれば、お寄せいただいてという形になろうかとは思っています。

教育長

よろしいですか。はい。その他図書館関係はいかがでしょうか。

松田委員

図書館と生涯学習いいですか。

教育長

どうぞ。

松田委員

はい、すいません。ちょっと先程も言い忘れたんですが、15ページで生涯学習課の方で学び・交流プラザのWi-Fi環境の整備ということを挙げられていて、大変楽しみです。こういう生涯学習関係で管理されている建物でWi-Fiっていうのは、今整備はされてるんですか。学び・交流プラザが初めてですか。

教育部長

市民センターはあります。

生涯学習課

はい。市民センターはあります。

松田委員

市民センターはありますか。

岡寺委員

市民センターももちろん存じておりますけど。

生涯学習課長

各部屋ではないです。

岡寺委員

はい、しかもものすごい制限がかかって、30分とか。なので自分のいる地域のWi-Fiは自前で完備したんですけど、それはいつになったら完全完備するのかなと期待してるんですけど、どうなんでしょう。

松田委員

今のと合わせまして、学び・交流プラザも交流室1は除外となっていたり、範囲が指定されていますよね。将来的にどう考えておられるのか、費用もかかることだろうし、今年度の事業で始まるのはとてもうれしいんですが、ちょっと市内の状況も知りたいのと、今要望がありましたことと、実は図書館も駅前図書館はWi-Fiが入ってますけど、パスワードがどこにあるのか分かりづらい状況であったり、家では自由だけど、初めて、公共の建物に行ってWi-Fi使えるけど、なかなか使いづらかったりするところも、私みたいな人にはあるようなので、何かその辺もちょっと配慮していただけたらなというふうに思いました。で、図書館は他にもそういう環境でやってらっしゃるのか、例えば学び・交流プラザには新南陽図書館がありますよね。ここは、違うのですか。

中央図書館長

新南陽図書館については、学び・交流プラザのを利用するという形になりますので、おそらく図書館の中でも。

生涯学習課長

図書館は図書館に別のものが先に付いています。

中央図書館長

図書館に関しては、今、Wi-Fi環境がありますのは、新南陽図書館と福川図書館と徳山駅前図書館。駅前図書館のWi-Fiについては、ちょっと分かりにくいということですので、指定管理者と話してみたいと思います。

松田委員

すいません、今の図書館も使えるかどうか知らなくて、使えるのであればもっと喜んで行く人もたくさんいるかなと思いました。すいません。

教育部長

これから公衆Wi-Fiがあって当たり前というふうに思っておりまして、当然だろうと思っておりますけど、やっぱり遅れてるっていうふうな気がします、個人的にですね。あって当たりの形になっていく、その方向であろうと思っておりますけど。では、市でどこまでの範囲で公衆Wi-Fiの整備していくのかということ、今後どんどん進んでいくんだろうと思いますし、スマー

トシティ構想掲げていますので、その中で、そういった環境整備も合わせて進んでいくのかなというふうに思っています。まだまだ時間かかるかもしれませんが、方向としては整備していこうと思っています。

松田委員

それこそ初心者に近いものが行って、使える形でちょっとサービスの的に配慮していただけるともっと広がるかなと思います。いいですか岡寺委員さん、言いたいことが。

岡寺委員

すいません、設置されてますよって言われたから。つい言ってしまいました。すみません。

教育長

ありがとうございます。生涯学習課コメントはありますか。

生涯学習課長

まだすべての部屋っていうところまで入れてはないんですけども、これから拡張していかなきゃいけないという、基本的な方向性は考えております。あとは委員さんおっしゃったように、公衆W i - F iとして、例えば何10分に1回切れるとその辺の決まりをどういうふうに整えていくのがいいのか、すでに、こちらのシビックプラットフォーム等でも確か30分か40分で切れたと思うんですけど、その辺りを統一していくのか、逆に変えていくのかとか、そのあたりの運用面もまた並行しながら考えていく必要があるとは思っております。

教育長

ということでございます。その他はよろしいでしょうか。

吉本委員

すいません、ちょっと遡ってしまうかも知れないんですけど、人権教育課のところですね、20ページのところのセミナーの実施計画があると思うんですが。ちょっと気になったのが、障害の「がい」がうかんむりの「害」になっているのですけれども、これはこのままなんですか。

人権教育課長

県の人権推進指針がこの字を使っているんで、そのまま使わせていただいています。

吉本委員

そうなんです。ではそこがもう変わらない限りはっていうことですよ。割ともう、ひらがなになっているものが多くあるので、ちょっとだけ気になりました。

教育長

いろいろ国や県の資料を参考にしながら進めていけたらと思います。

吉本委員

そうですね。はいそれをお願いします。

教育長

その他、全体を通して何かございますでしょうか。

松田委員

予算の件でよろしいでしょうか。すいません34ページの教育費の構成の中の大学費の捉え方について教えていただけたらと思います。小学校費中学校費幼稚園費そして、大学費と来るので。

教育部長

はい。これは、教育委員会の予算ではないので。これは、周南公立大学の予算なんです。中身についてはですね、私ども、直接よく把握していないので申し訳ないんですけど。実際には教

育費の中にも、小学校中学校それぞれあったりとか、社会教育とかいろいろな予算入ってますけれども、実際に大学費については、教育委員会で予算計上している所管ではないので、内容についてはよく分かりません。

松田委員

はい、なんとなく理解しました。ちょっと見た感じ教育委員会としての予算かなというふうに受けとめてしまったので、今のような質問になったのですが、いわゆる教育に関する費用ということで、大学費が設置されて、先程の会で説明あったように、いろいろ交流があったりするときに使われる予算が、ここから出ているというような感じによろしいですか。それはまた違うんですか。

教育部長

先程、学校教育課長の方からご説明ありました、いろんな事業についてですね、個々の事業は教育委員会の方で予算を計上したり、事業を展開するというものも当然出てくると思います。公立大学4月からできますが、所管として企画部の方になります。県内、他の公立大学、市立大学、いろんなところがありますが、やはり所管については、企画部門であるとか、総務部門が大学運営に関してはですね、所管しているということもありますので、予算上は教育費の中に出てきますけど、実際に大学運営のことに関することについては、教育委員会としての連携というのは出てくるとは思いますけど、予算については周南市では企画部という形になります。

松田委員

いろいろ繋^{つな}がりの部分に大きな役割を果たしていただけたところもあったり、逆の方向もあると思います。ちょっと予算関係はそういうふうに捉えていくということですね。分かりました。

教育長

はいその他よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

それでは、報告第5号を終わります。

6	周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
---	------------------------------

教育長

続きまして、日程第6、議案第6号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書13から17ページをお願いします。議案第6号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」御説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

令和3年2月19日付け初等中等教育局長の通知により、感染症や災害の発生等の非常時に、やむを得ず学校に登校できない場合の学習保障として、①学校の臨時休業期間中におけるオンラインを活用した学習を含む自宅等での学習の成果を学習評価へ反映できること、②指導計画に位

置付けられ、児童生徒の学習状況等を把握できるなど、一定の要件の下で、対面での再指導を不要とすることが可能となりました。また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導を教師が実施したと校長が認める場合、オンラインを活用した特例の授業として位置づけ、指導要録に記録することが可能となりました。

これを受けて、オンラインを活用した特例の授業等の記録を指導要録に残すために、その根拠資料として、「児童（生徒）出席簿」にオンラインを活用した特例の授業の実施を記載できるよう、様式を変更することとしました。

また、不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、校長は、一定の要件を満たし、円滑な学校復帰や自立支援に有効であると判断するとき、指導要録上出席扱いとすることが可能となっています。その一定の要件とは、①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること、②ICT等を活用した学習のほか、訪問等による対面指導が適切に行われること、③児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること、④学習の状況について十分に把握できること、などです。

同様に、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対しても、学習支援として、同時双方向型授業配信等を行った場合、校長は、指導要録上出席として取り扱うことができ、その成果を教科等の評価に反映させることができます。不登校児や病気療養児のICT等を活用した学習を出席扱いとする場合も、その根拠資料を残すため、児童(生徒)出席簿にICT等を活用した学習の記録を記載できるように変更する必要があります。

これらの理由から、周南市学校教育法施行細則規定の様式第6号の全面的な見直しに伴った、帳簿の名称変更を含む様式変更により、同施行細則の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。それでは、この件について、何か質問がありましたらお受けいたします。

松田委員

出席要件の変更が反映されてるってところがとても良いというか、時代に合ったものになっていると思いました。そこで、質問なんですが、いわゆる校長印、教頭印、担任印、等は割愛されていますが、このあたりはこれでよろしいのですか。

学校教育課長

はい、令和3年度より、あらゆる資料において、押印省略ということが進められてきて、同時に、電子を原簿として残すという対応を取れるようになってまいりました。それに伴いまして、児童生徒出席簿においても、電子化されたものを原簿として残せるように、押印の廃止をさせていただきますところでございます。

教育長

よろしいですか。

松田委員

はい。わかりました。先般どこかで出席日数の扱いについて、高校入試においてとちょっと苦慮された事案もあると思いますので。電子を原簿とするという確認はしっかりされていく必要があるかなというふうに思いました。はい。ありがとうございます。

教育長

その他よろしいでしょうか。

岡寺委員

ちょっとすいません。これはどういうふう^に運用されるかちょっと聞きたいんですけど。これは一つのエクセルデータにいちいち入力するわけじゃない。入力されるんですか。

学校教育課長

はい。出席簿に関しましては、担任が記録を残すこととなっております。それはエクセルデータによって記録を残します。今、資料に載せてあります、児童生徒出席簿^{って}いうところに、下段にございますマークを入れていくことによって記録が残っていきます。すると、今度は学年末に指導要録という1年間の記録を作成いたしますが、それが自動的にこの入力されたデータが排出されて、インポートされていって、そこにはもういちいち入力する必要がなくて、^{すべ}全て集約されたものが自動的に残っていくというシステムになっております。

岡寺委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

その他よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

それでは、議案第6号を決定いたします。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。
よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして「令和4年第2回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

岡 寺 政 幸 委員 _____

吉 本 妙 子 委員 _____